

2023年度 専門委員会 紛争・訴訟委員会



2024年3月14日

紛争・訴訟委員会 委員長

中野 謙治

(村田 (中国) 投資有限公司)

1. テーマ

①最新判例研究

- 最高人民法院が公表する重要判例、等を題材に、中国司法実務の最新の判断基準などを研究し、参加企業の紛争訴訟実務への参考とする。

判例一覧名称	判例件数等
2022年10大知的財産案件	10件
2022年50の典型的知的財産案件	50件
最高人民法院知的財産法庭典型案例（2022）	20件
2022年知的財産案件年度報告摘要	75件（重要論点件数）
主要都市の人民法院より公布される10大判例	50件以上

②特定テーマ研究

- 興味のあるテーマごとに、少人数のWGを形成する。
- WG内で個別に研究、討論を行い、テーマごとに最終報告書を作成する。

<参加企業リスト(41社)>

(順不同)

三菱化学(中国)管理有限公司	村田(中国)投資有限公司	啓源国際特許商標事務所	
森・濱田松本法律事務所	日東電工(中国)投資有限公司	旭化成(中国)投資有限公司	昱路(上海)知識産権服務有限公司
キヤノン(中国)有限公司	アルプス(中国)有限公司	花王(中国)研究開発中心有限公司	AGC(中国)投資有限公司
本田技研工業(中国)投資有限公司	上海光華特許事務所	林達劉グループ	馬自達(中国)企業管理有限公司
愛普生(中国)有限公司	北京天達共和法律事務所	日立(中国)有限公司	矢崎(中国)投資有限公司
三菱重工業(中国)有限公司	上海駿麒知識産権服務有限公司	威可楷(中国)投資有限公司	上海博邦知識産権服務有限公司 (BOB)
東芝(中国)社	北京市金杜法律事務所	永新專利商標代理有限公司	Sinofaith IP Group
オムロン(中国)有限公司上海分公司	IP FORWARD法律特許事務所	松下電器研究開発(蘇州)有限会社	上海金天知的財産代理事務所
北京路浩国際特許事務所	広州鋭正知識産権服務股份有限公司	伊勢丹(中国)投資有限公司	広東敦和(上海)法律事務所
东丽先端材料研究開発(中国)有限公司	北京銀龍知識産権代理有限公司	NGB株式会社	TMI総合法律事務所北京代表処
泰和泰(北京)法律事務所	上海專利商標事務所		

※ 年度途中、帰任などによって退会するメンバー2社あり

2. 今年度の活動内容

	2023年						2024年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
委員会開催日	4/14	5/12	6/9	7/14	8/4	9/8	10/13	11/10	12/8	1/12	2/2	3/8
	ジェトロ会議室 & オンライン会議形式で開催 ●前半: 重要判例研究発表 ●後半: 特定テーマの報告											
重要判例研究	各社1件の判例を発表、40件実施済み											
特定テーマ研究	テーマ決定 活動内容決定		2つのテーマを選定し、別途会合を設定して活動 判例研究や事例ディスカッションなど									

【開催頻度】 毎月一回(第二金曜日の午前中)

【参加者数】 41社69名がエントリー

①最新判例研究

最高人民法院、主要都市の人民法院から公表される案件の中から、毎月開催される会合で4件ずつ発表・討論を実施した。

発行元	判例一覧名称	判例件数等
最高人民法院	2022年中国法院10大知的財産案件	10件
最高人民法院	2022年中国法院50の典型的知的財産案件	50件
最高人民法院	知識産権法廷典型案例（2022）	20件
最高人民法院	知識産権法廷裁判要旨摘要（2022）	75件
最高人民法院	知識産権案件年度報告（2022）摘要	43件
主要都市の人民法院	2022年の10大典型案件、等	50件以上

判例一覧名称	発表件数 (重複あり)
2022年中国法院10大知的財産案件	8件/10件
2022年中国法院50の典型的知的財産案件	8件/50件
最高人民法院知識産権法廷典型案例(2022)	7件/20件
最高人民法院知識産権法廷裁判要旨摘要(2022)	18件/75件
最高人民法院知識産権案件年度報告(2022)摘要	12件/43件
主要都市の人民法院 2022年の10大典型案件、等	12件/50件以上



特許・実案	: 15件
商標	: 4件
著作権	: 4件
不正競争	: 10件
営業秘密	: 4件
その他	: 3件
合計	: 40件

➤ 参加メンバーが興味を持つ、様々な種類の判例が選択された。

※詳細は「【研究成果】研究済み判例一覧表」を参照ください。

②特定テーマ研究

テーマ	狙い	リーダー	参加社数
(1) 知的財産権刑事事件における民事訴訟及び非訴訟クレームの対策及びコンプライアンス	知的財産権の刑事事件が増加している。刑事事件では、侵害者の責任を刑事的に追及するほか、権利者は民事訴訟で賠償を請求できる。事例を研究、討論して理解を深める。	広州鋭正知識産権 服務股分有限公司	8社
(2) 無効審判において公知・公用の製品を無効証拠とした事例の研究	無効審判における一般的な無効証拠は文献証拠だが、他に公知・公用の製品も無効証拠になり得る。公知・公用の製品証拠の認可／不認可や認可された場合の無効取消／有効維持の無効審判の結果について、事例を調査・研究して理解を深める	村田（中国） 投資有限公司	10社
(ミニ講座) 新型商標権侵害種類及びその難点	2022年度十大知的財産権事例の発表などから、新型商標権侵害案件が出ている状況がある。デジタル時代において、今後これらの案件が少なくないと考えるので、事例を検討・研究して理解を深める。	林達劉グループ	※セミナー形式 で開催

テーマ	知的財産権刑事事件における民事訴訟及び非訴訟クレームの対策及びコンプライアンス
参加企業 (順不同)	広州鋭正知識産権服務股份有限公司、村田(中国)投資有限公司、オムロン(中国)有限公司上海分公司、三菱化学(中国)管理有限公司、啓源国際特許商標事務所、上海博邦知識産権服務有限公司(BOB)、上海光華特許事務所、Sinofaith IP Group 計8社(10名)
活動の狙い	刑事事件において民事訴訟にて賠償を請求する際又は非訴訟クレームの場合、各企業の実務に役立つ知見をまとめ、共有する。
活動プロセス	五回のオンライン活動を介して、相次いで「先刑後民」、「刑事付帯民事訴訟」、「刑事摘発後の非訴訟和解示談」、及び「先民後刑」等の議題に該当する典型案例を共有し、そのメリット及びデメリットを分析した。
意見交換先	参加メンバー内で議論した。
活動のまとめ	1. 民事訴訟にて賠償を請求する場合：①「刑事付帯民事訴訟」の提起を支持するかどうかをタイムリーに当地検察院に打診する。 もし支持するならば、直ちに民事訴訟を提起して、実行の成功率はもっと高い。②上記の方式が実現できない場合は、刑事判決後に民事訴訟を提起する。但し、権利侵害者はすでに刑事処罰を受けていたため、ほとんどの裁判所は民事訴訟の賠償額量刑にある程度で保留し、且つ執行には難しさがある。 2. 非訴訟クレームの場合：①当事者の自発的な前提に、事件状況の把握に基づいて、非訴訟クレームを行うこと。②拘留された後、逮捕決定を下す前、そして検察院の起訴・審査段階に非訴訟クレームを行うことはベストタイミングである。③偶発性がある。

テーマ	無効審判において公知・公用の製品を無効証拠とした事例の研究
参加企業 (順不同)	AGC(中国)投資有限公司、馬自達(中国)企業管理有限公司、上海光華特許事務所、北京路浩国際特許事務所、北京銀龍知識産権代理有限公司、永新專利商標代理有限公司、上海金天知的財産代理事務所、Sinofaith IP Group、林達劉グループ、村田(中国)投資有限公司 計10社(13名)
活動の狙い	無効審判において公知・公用の製品を無効証拠とした事例を研究することで、自社業務の参考とする。
活動プロセス	①公知・公用の製品を無効証拠とした無効審判事例(42件)を抽出。 ②42件に対して、製品／実物証拠が認可されたかどうか、証拠として認可の場合成功に無効できるかどうかを各社分担で研究した。 ③42件のうち、各メンバーが興味を持った1つ案件について、内容を研究しメンバー内で共有した。
意見交換先	参加メンバー内で議論した。
活動のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 抽出した無効審判事例(42件)のうち、製品／実物の証拠提出が認可された割合は52%であった。 ➤ 公証日が出願日より後である場合には、出願日より前に公開／一般販売された証拠を把握することが極めて重要である(同一製品の購入発票、ウェブサイト上の同一製品の使用者のコメント、等)。 ➤ 実物証拠と先行文献の組み合わせで全部無効された事例もある。実物証拠で開示されていない内容は先行文献で開示されたことを証明できれば、進歩性なしで無効となる。